

○道路交通法等違反の車両等の使用者及び監督行政庁に対する違反通知等実施要領
の制定について

〔 令和 2 年 1 2 月 1 日 〕
例規甲（交指交捜）第 3 0 号

（概要）

この要領は、道路交通法第 1 0 8 条の 3 4 の規定に基づき山梨県公安委員会が行う使用者及び監督行政庁に対する道交法違反の通知及び土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第 7 条第 2 項の規定に基づき山梨県警察本部長が行う地方運輸局長に対する通報に関する事務処理について必要な事項を定めたものである。